



社会保険労務士法人 SMILE

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため
次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 2月 1日～ 令和12年 1月 31日までの5年間
2. 内容

**目標1：育児休業等を取得しやすい環境作り
育児期の柔軟な働き方を実現するための措置
女性社員の活躍促進
を目的とした社員周知説明会 兼 労使協議を年に1回以上
実施する**

<対策>

- 令和7年 2月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和7年 10月～ 制度導入 制度周知を目的とする社員説明会を実施
- 令和8年 2月～ 制度改善点の有無、女性活躍促進を目的とした労使協議を開催
- 令和8年 10月～ 以後定期的に説明会兼労使協議を実施

**目標2：仕事と介護の両立について社内勉強会を実施し、介護保険制度・
介護休業制度についての諸制度の周知を年に1回以上を行う。**

<対策>

- 令和7年 2月～ 育児介護休業規程の施行
- 令和7年 10月～ 制度運用を通じた改善点の有無について社員からの意見聴取
- 令和8年 2月～ 勉強会プロジェクトチーム発足、スケジュール調整
- 令和8年 10月～ 仕事と介護の両立を周知するための勉強会を年1回以上定期的に実施し、従業員に制度の周知情報提供を行う。

**目標3：社員の「働きがい」と「働きやすさ」を追求するための社内制度
の構築**

<対策>

- 令和7年 10月～ 社員からの意見聴取及び定期面談の実施
「働きがい」と「働きやすさ」を実現するために必要な措置
や設備等について順次検討、実施
- 令和11年 10月～ 実施内容や結果についての公表・発信



社会保険労務士法人 SMILE 女性の活躍促進宣言

「あいち女性の活躍促進行動宣言」の趣旨を踏まえ
女性の活躍促進に向けて取り組んでまいります。

社会保険労務士法人 SMILE は「人事・労務」での
お困りごとの解決に向けて
寄り添いと” SMILE” でご支援し
職場に” SMILE” を届けます。

ともに「働きがい」と「働きやすさ」を追求し
『ここで働けてよかった』と実感できる職場づくりを通じ
女性職員はもちろん
性別、年齢、障がいなどに囚われることなく
頑張る人が頑張れる職場環境の実現を目指します。

社会保険労務士法人 SMILE 代表社員

小森 和恵